

日行連発第 142 号  
令和 2 年 5 月 14 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
中央研修所  
所長 関口 隆夫  
申請取次行政書士管理委員会  
委員長 西川 剛史

令和 2 年 6 月 8 日東京開催・申請取次実務研修会（更新）の中止に伴い  
同年 8 月又は 9 月末日に届出済証明書の有効期限を迎える会員への更新措置について（お願い）

日頃より、本会事業に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記研修会について、本会ホームページにてご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、開催の中止を決定しております。

これまで、「令和 2 年 4 月 17 日仙台開催・申請取次実務研修会（更新）」の中止に伴う同年 4 月～7 月末日に届出済証明書の有効期限を迎える会員の更新措置についてご案内してきましたが、今般の中止に伴い、同年 8 月又は 9 月末日にそれぞれ届出済証明書の有効期限を迎える会員への更新措置についても、出入国在留管理庁と協議した結果、下記のとおり同様の取扱いとさせていただくことといたしましたので、ご多忙の折、誠に恐縮ですがご対応のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

#### 記

1. 対象者 令和 2 年 8 月又は 9 月末日に届出済証明書の有効期限を迎える会員
2. 措置内容 更新届出時に実務研修会の修了証（写し）の添付を免除します。その代替として、「後日に実施される実務研修会（8 月 21 日（金）名古屋、10 月 2 日（金）札幌、11 月 27 日（金）広島、12 月 14 日（月）東京）を受講後、速やかに所属単位会に当該研修の修了証（写し）を提出する」旨の、別添「理由書」の提出を求めることといたします。
3. ご対応 本措置に基づく申請に対し、所管の地方出入国在留管理局へ届出いただくようお願いいたします。
4. 留意事項とお願い
  - ・本措置に係る会員向けのご案内は日行連ホームページ及び会員サイト「連 con」に掲載します。
  - ・8 月又は 9 月末日の有効期限以降、新たな届出済証明書の交付を受けるまで、地方出入国在留管理局への申請等はできませんので、ご留意ください。
  - ・誠にお手数ですが、該当会員からの提出書類中、別添「理由書」について、各月末までの到着分を、本会宛てに PDF ファイルにてご提供いただきますよう併せてお願い申し上げます。
  - ・受付処理については、通常、有効期限の 1～2 か月前までに更新届出書類の提出を求めている場合でも、可能な限り柔軟な対応をお願いいたします。

【別添】理由書（令和 2 年 5 月 14 日更新）

以 上

# 理 由 書

年 月 日

\_\_\_\_\_行政書士会会長 殿

行政書士氏名 署 名

印

この度の申請取次申出（更新）にあたり、以下の1. に記載の理由により行政書士申請取次実務研修会修了証（写し）の提出ができません。

つきましては、2. に記載の実務研修会を受講のうえ、速やかに修了証（写し）の提出をいたしますので、本申出を受理のうえ、地方出入国在留管理局への届出を行っていただきますようお願いいたします。

なお、正当な理由がなく2. に記載の研修会を受講をしなかった場合には、交付を受けた届出済証明書は直ちに返還いたします。

1. 「令和2年 4月17日（金） 行政書士申請取次実務研修会（仙台）」、  
「令和2年 6月 8日（金） 行政書士申請取次実務研修会（東京）」の開催中止

2. いずれかに（チェック）を入れてください。

令和2年 8月21日（金） 行政書士申請取次実務研修会（名古屋）

令和2年10月 2日（金） 行政書士申請取次実務研修会（札幌）

令和2年11月27日（金） 行政書士申請取次実務研修会（広島）

令和2年12月14日（月） 行政書士申請取次実務研修会（東京）

以 上